

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年11月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	熊本県
3. 市区町村名	熊本市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	67-5
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=6106

執行機関名 熊本市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの(障害者自動車運転免許取得費助成事業)
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第1の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第1条	熊本市障害者自動車運転免許取得費助成事業の実施に関する規則(平成28年規則第60号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	この規則は、障害者に対して自動車運転免許(道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の普通自動車免許をいう。)の取得に係る費用(以下「自動車運転免許取得費」という。)を助成する障害者自動車運転免許取得費助成事業を実施するために必要な事項を定めることにより、障害者の社会参加の促進を図り、もって障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		熊本市障害者自動車運転免許取得費助成事業の実施に関する規則(平成28年規則第60号) 熊本市障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号	熊本市障害者自動車運転免許取得費助成事業の実施に関する規則第5条第1項
②事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条(同法第二十六条の五において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業として行う自動車運転免許取得費の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 イ	熊本市障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱第2条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
備考		